

文化村センターの交流ホールを使ってみませんか？！ 「屋久島環境文化村センター交流ホール利用申込み」のご案内

島内外の方々の交流の場，屋久島の自然や文化を始めとする地域文化活動の発信の場としてどうぞご活用ください。



交流ホール概要

- ・床面積 130 m²
- ・常設掲示用壁面パネル 8 面
- ・展示用具貸出有り
増設用移動式掲示パネル
折りたたみ机
掲示用小道具 等

交流ホール施設利用の手引き

- ・ **利用条件**
 - ・ 屋久島に関する情報発信，屋久島島民に向けての情報発信，自然環境保全に係る啓発等に資するもので，公序良俗に反しないものとします。
 - ・ 原則として営利を目的としない団体・機関・グループ・個人が主催するものとします。ただし，営利企業等が主催するものであっても，その内容等によっては利用を許可することがありますので，お問い合わせください。
 - ・ 展示物は，絵画，書画，写真，ポスター，パネル，工作物等とし，展示期間中に変質，腐敗しないものとします。
 - ・ ミニコンサート等のパフォーマンスも可能ですが，大形映像や展示ホール等の通常運営に支障がない範囲とします。
- ・ **利用料**
 - ・ 無 料
- ・ **利用期間**
 - ・ 原則として，約 4 週間以内
- ・ **申請**
 - ・ 別紙「交流ホール利用許可申請書」を提出し，事前に利用許可を受けてください。（この案内の裏面は，申請書になっています。）
 - ・ 特に，利用目的と展示物の内容は，できるだけ詳しく具体的にお書きください。（計画書等を添付していただくと幸いです。）
 - ・ 交流ホールが空いていれば，随時申し込みを受け付けます。
 - ・ 申請内容を検討し，原則 1 週間以内に連絡いたします。

御希望の利用期間が重なった場合には，期日の変更等お願いをする場合もありますので，予めご了承ください。

- ・ **許可条件**
 - ・ 展示物の搬入，設営，搬出等は，職員の立ち会いのもとに利用者が責任を持って行ってください。また，利用後は原則として利用前の状態にもどしてください。
 - ・ 利用期間中の展示物の維持管理は，利用者が責任を持って行ってください。
 - ・ 展示物等の販売は，原則としてできません。